

1. 事業説明シート

事業名	道路事業 [緊急道路整備改築事業(国補)]	事業箇所	北都留郡小菅村余沢	地区名	国道139号(棚沢橋)	事業主体	山梨県
------------	-----------------------	-------------	-----------	------------	-------------	-------------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 国道139号は、静岡県富士市を起点とし、東京都奥多摩町に至る幹線道路であり、大月市から県境にかけ第2次緊急輸送道路に指定されている。小菅村内の未整備区間約1.8kmのうち、特に余沢地内は、幅員狭小で道路線形も悪く、大型車のすれ違いや緊急車両の通行に支障を来すなど、交通の隘路となっている。
 このため、既整備区間の延伸部にあたる道路改良(橋梁架け替え)事業を早急に実施する必要がある。

②整備目標・効果

□主要目標 災害に強い道路の確保
 危険度(橋梁等): 棚沢橋(耐震未補強)
 損傷度等(落石等): 通行止めの実績(過去3年間)6回≧2回以上※
 救急輸送道路の指定: 指定あり(第2次緊急輸送道路)
 自動車交通量: 498台/12h(H27センサス) < 3,428台/12h以上※
※評価基準値

□副次目標 生活圏中心都市・拠点機能へのアクセス向上
 混雑時走行速度: 20km/h(R3実測) < 30km/h以下※
 自動車交通量: 498台/12h(H27センサス) < 3,428台/12h(平日)以上※
※評価基準値

□副次効果 アクセス機能の維持
 (通行止めによる迂回に2倍以上の時間が必要になる道路である)

(3) 事業の妥当性評価

①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か) 妥当 妥当でない
 ・一般通行の用に供する県道であり、極めて公共性が高い。

②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか) 妥当 妥当でない
 ・県管理国道で、道路法第12条により、県が行うべき事業である。

③経済妥当性 妥当 妥当でない

総事業費	500 百万円	工期	R4~R9	基準年	R4
経済効率性	費用	415 百万円	便益	510 百万円	
	建設費	393 百万円	走行時間短縮	95 百万円	
	維持管理費	22 百万円	走行費用減少	3 百万円	
			交通事故減少	5 百万円	
			その他※	407 百万円	
B/C			1.2		

※その他は、災害解消便益、救急救命率向上便益、観光客増加便益
 費用便益比(B/C)は、国の採択基準1.0を超えている。

④事業実施・規模の妥当性 妥当 妥当でない
 ・道路整備に必要な必要最低限の範囲とする。

⑤整備手法の有効性 妥当 妥当でない
 ・周辺への影響をなるべく小さくするとともに、経済性に優れた最も妥当な計画とした。

⑥環境負荷等への配慮 妥当 妥当でない
 ・大規模な地形改変を生じさせないよう、自然環境に十分配慮した計画とする。

⑦事業計画の熟度 妥当 妥当でない
 ・小菅村から早期整備の要望を受けている。

(2) 整備内容

①整備内容 道路改良 L=180m W=5.5(7.5)m 橋梁 N=1橋

②着手年度 令和4年度 **③完成見込年度** 令和9年度

④総事業費 約500百万円(国費275百万円(5.5/10)県費225百万円(4.5/10))

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和4年度	詳細設計	20 百万円
令和5年度	用地測量調査	10 百万円
令和6年度	用地買収	2 百万円
令和7~9年度	道路改良工事	468 百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

- ・国道139号(余沢拡幅) ・L=550m W=5.5(7.0)m ・H26~R4
- ・800百万円

総合評価 [貢献度ランク: a]

(4) 事業位置図等

至 丹波山村

至 大月市

至 東京都

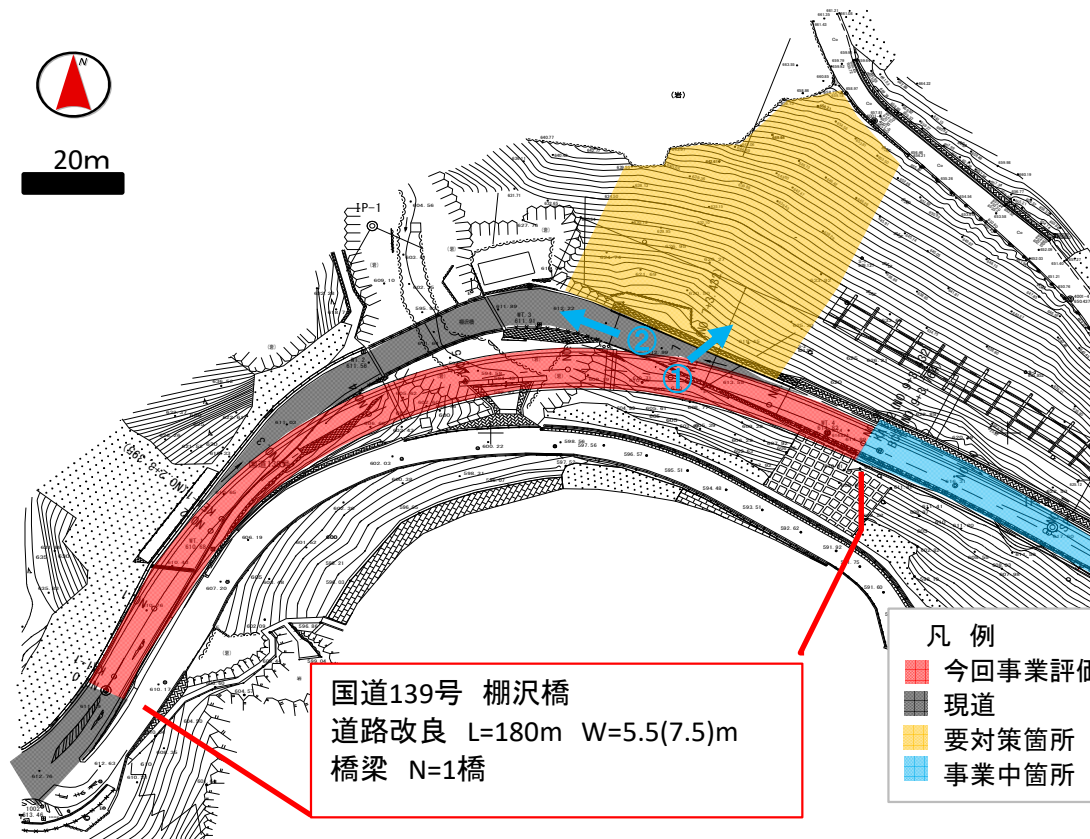
至 山梨県

至 静岡県

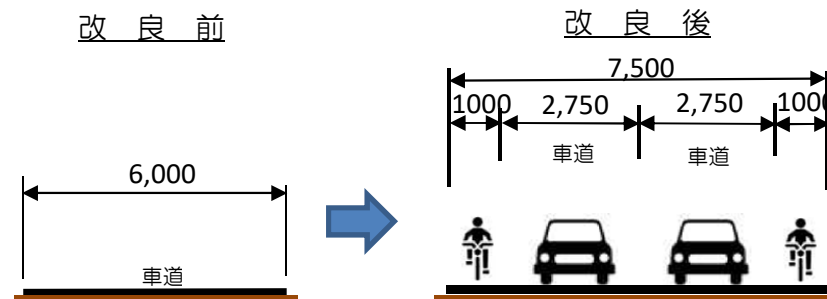
至 東京都

2. 添付資料シート

【平面図】



【標準横断図】



【写真①】要対策箇所



【写真②】線形不良状況

